

宮運輸第180号  
宮運整第535号  
令和2年12月10日

宮城県内自家用有償旅客運送者 各位

宮城運輸支局長  
( 公 印 省 略 )

「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、令和2年11月27日付け東自旅一第436号、東自監第130号、東自整第142号、東自保第62号により東北運輸局長から別添のとおり通達がありましたので了知願います。

東自旅一第436号  
東自監第130号  
東自整第142号  
東自保第62号  
令和2年11月27日

宮城運輸支局長 殿

東北運輸局長  
(公印省略)

「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、令和2年11月27日付け国自安第132号、国自旅第291号、国自整第216号により、自動車局長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

国自安第132号  
国自旅第291号  
国自整第216号  
令和2年11月27日

東北運輸局長 殿

自動車局長

「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について（平成18年9月15日付け国自総第272号、国自旅第119号、国自整第70号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長並びに一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自安第132号の2  
国自旅第291号の2  
国自整第216号の2  
令和2年11月27日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国自安第132号の2  
国自旅第291号の2  
国自整第216号の2  
令和2年11月27日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

国自安第132号の2  
国自旅第291号の2  
国自整第216号の2  
令和2年11月27日

一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。

(別 添)

国自安第132号

国自旅第291号

国自整第216号

令和2年11月27日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

今般、「自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について（平成18年9月15日付け国自総第272号、国自旅第119号、国自整第70号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長並びに一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について（新旧）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自総第 272 号 国自旅第 119 号 国自整第 70 号 平成 18 年 9 月 15 日 <u>一部改正 令和 2 年 1 月 27 日</u></p> <p>各地方運輸局長 } 沖縄総合事務局長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について</p> <p>道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）が平成 18 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の 12 第 1 項の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので、今後、管下の運送者に行政処分等を行う場合は、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。</p>	<p style="text-align: right;">国自総第 272 号 国自旅第 119 号 国自整第 70 号 平成 18 年 9 月 15 日</p> <p>各地方運輸局長 } 沖縄総合事務局長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p style="text-align: center;">自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について</p> <p>道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）が平成 18 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条の 12 第 1 項の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので、今後、管下の運送者に行政処分等を行う場合は、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。</p>



なお、本通達の基準による行政処分等は、平成18年10月1日以降の違反行為について、違反事実を確認したものから実施することとする。

## 記

### 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、業務の停止、登録の取消しとする。

なお、これに至らないものは、警告とする。

(2) 行政処分等を行う場合には、原則として運送者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局等に呼び出して業務の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

### 2. 業務の停止処分

(1) 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

(ア) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合

(イ) 法第94条第4項の規定に違反して検査の拒否等をした場合

(ウ) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合

(2) (1)(ア)及び(イ)の場合における処分期間は7日とし、(1)(ウ)の場合における処分期間は30日とする。

### 3. 登録の取消し処分

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うもの

なお、本通達の基準による行政処分等は、平成18年10月1日以降の違反行為について、違反事実を確認したものから実施することとする。

## 記

### 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、業務の停止、登録の取消しとする。

なお、これに至らないものは、警告とする。

(2) 行政処分等を行う場合には、原則として運送者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局等に呼び出して業務の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

### 2. 業務の停止処分

(1) 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。

(ア) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合

(イ) 法第94条第3項の規定に違反して検査の拒否等をした場合

(ウ) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合

(2) (1)(ア)及び(イ)の場合における処分期間は7日とし、(1)(ウ)の場合における処分期間は30日とする。

### 3. 登録の取消し処分

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うもの

とする。

- (1) 法第79条の12第1項に規定する業務の停止の命令に違反した場合
- (2) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (3) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (4) 法第94条第4項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法第78条第2号に規定する国土交通省令で定める者でなくなった場合
- (6) 法第79条の4第1項第1号、第3号、第4号又は第6号に該当することとなった場合
- (7) 不正の手段により法第79条の登録、法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は法第79条の7第1項の変更登録を受けた場合
- (8) その行う自家用有償旅客運送に関し、法第79条の4第1項第5号の協議が調った状態でなくなった場合

附則（令和2年11月27日 国自安第132号、国自旅第291号、国自整第216号 一部改正）

1. 改正後の通達は、令和2年11月27日から適用する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

とする。

- (1) 法第79条の12第1項に規定する業務の停止の命令に違反した場合
- (2) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (3) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (4) 法第94条第3項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法第78条第2号に規定する国土交通省令で定める者でなくなった場合
- (6) 法第79条の4第1項第1号、第3号、第4号又は第6号に該当することとなった場合
- (7) 不正の手段により法第79条の登録、法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は法第79条の7第1項の変更登録を受けた場合
- (8) 法第79条の4第1項第5号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除された場合

国自総第272号

国自旅第119号

国自整第70号

平成18年9月15日

一部改正 令和2年11月27日

各地方運輸局長 }  
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車交通局長

自家用有償旅客運送者に対する行政処分等の基準について

道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が平成18年10月1日から施行されることに伴い、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の12第1項の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので、今後、管下の運送者に行政処分等を行う場合は、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。

なお、本通達の基準による行政処分等は、平成18年10月1日以降の違反行為について、違反事実を確認したものから実施することとする。

記

#### 1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、業務の停止、登録の取消しとする。

なお、これに至らないものは、警告とする。

(2) 行政処分等を行う場合には、原則として運送者を運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）又は地方運輸局等に呼び出して業務の改善について指導するとともに、その状況について、処分の日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。

## 2. 業務の停止処分

- (1) 業務の停止処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に、原則として、当該違反行為に係る事務所に対して、6月以内の期間を定めて行うものとする。
  - (ア) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合
  - (イ) 法第94条第4項の規定に違反して検査の拒否等をした場合
  - (ウ) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をした場合
- (2) (1)(ア)及び(イ)の場合における処分期間は7日とし、(1)(ウ)の場合における処分期間は30日とする。

## 3. 登録の取消し処分

登録の取消し処分は、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- (1) 法第79条の12第1項に規定する業務の停止の命令に違反した場合
- (2) 法第79条の9第2項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令に従わず行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
- (3) 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して無許可経営をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (4) 法第94条第4項の規定に違反して検査の拒否等をして行政処分を受けた運送者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に当該違反をした場合
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他法第78条第2号に規定する国土交通省令で定める者でなくなった場合
- (6) 法第79条の4第1項第1号、第3号、第4号又は第6号に該当することとなった場合
- (7) 不正の手段により法第79条の登録、法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録又は法第79条の7第1項の変更登録を受けた場合
- (8) その行う自家用有償旅客運送に関し、法第79条の4第1項第5号の協議が調った状態でなくなった場合

附則（令和2年11月27日 国自安第132号、国自旅第291号、国自整第216号 一部改正）

1. 改正後の通達は、令和2年11月27日から適用する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。